

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（549）

2. 日時：令和5年7月12日 13時30分～15時55分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本上席安全審査官※、秋本主任安全審査官、片桐主任安全審査官、  
平本安全審査専門職※

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）、他8名

原子力事業統括部 泊発電所 安全管理課 副長※、他27名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- （1）泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則等への適合状況について（審査会合における指摘事項回答）
- （2）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100 r. 8. 0）
- （3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）1.3 重大事故等対処設備【43条】（SA43 r. 6. 0）
- （4）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 43条（SA43H r. 7. 0）
- （5）泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.0 重大事故等対策における共通事項（SAT100-9 r. 7. 0）
- （6）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 1.3 重大事故等対処設備【43条】（SA43-9 r. 6. 0）
- （7）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故

- 等対処設備) 補足説明資料 比較表 43条 (SA43H-9 r. 3. 0)
- (8) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第43条 重大事故等対処設備)
- (9) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101 r. 8. 0)
- (10) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】 (SA44 r. 7. 0)
- (11) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 44条 (SA44H r. 7. 0)
- (12) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等 (SAT101-9 r. 7. 0)
- (13) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備【44条】 (SA44-9 r. 7. 0)
- (14) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 44条 (SA44H-9 r. 3. 0)
- (15) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備)
- (16) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT102 r. 9. 0)
- (17) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】 (SA45 r. 7. 0)
- (18) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 45条 (SA45H r. 7. 0)
- (19) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

(SAT102-9 r. 8. 0)

- (20) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【45条】(SA45-9 r. 7. 0)
- (21) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 45条(SA45H-9 r. 3. 0)
- (22) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等(SAT103 r. 9. 0)
- (23) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46 r. 7. 0)
- (24) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 46条(SA46H r. 7. 0)
- (25) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等(SAT103-9 r. 8. 0)
- (26) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)比較表 2.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備【46条】(SA46-9 r. 7. 0)
- (27) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)補足説明資料 比較表 46条(SA46H-9 r. 3. 0)
- (28) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等)
- (29) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備)
- (30) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等(SAT104 r. 9. 0)
- (31) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備)2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47 r. 7. 0)
- (32) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事

- 故等対処設備) 補足説明資料 47条 (SA47H r. 7. 0)
- (33) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r. 8. 0)
- (34) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備【47条】(SA47-9 r. 7. 0)
- (35) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 47条 (SA47H-9 r. 3. 0)
- (36) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 9. 0)
- (37) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48 r. 7. 0)
- (38) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 48条 (SA48H r. 7. 0)
- (39) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 8. 0)
- (40) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備【48条】(SA48-9 r. 7. 0)
- (41) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 48条 (SA48H-9 r. 3. 0)
- (42) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等)
- (43) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第48条 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備)
- (44) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等 (SAT106 r. 9. 0)

- (45) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】（SA49 r. 7. 0）
- (46) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 49条（SA49H r. 7. 0）
- (47) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等（SAT106-9 r. 8. 0）
- (48) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.6 原子炉格納容器内の冷却等のための設備【49条】（SA49-9 r. 7. 0）
- (49) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 49条（SA49H-9 r. 3. 0）
- (50) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等（SAT107 r. 9. 0）
- (51) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50 r. 7. 0）
- (52) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 50条（SA50H r. 7. 0）
- (53) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等（SAT107-9 r. 8. 0）
- (54) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備【50条】（SA50-9 r. 7. 0）
- (55) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 50条（SA50H-9 r. 2. 0）
- (56) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等（SAT108 r. 8. 0）
- (57) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事

- 故等対処設備) 2. 8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51 r. 7. 0)
- (58) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 51条(SA51H r. 7. 0)
- (59) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等(SAT108-9 r. 7. 0)
- (60) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備【51条】(SA51-9 r. 7. 0)
- (61) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 51条(SA51H-9 r. 2. 0)
- (62) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等)
- (63) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第51条 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための設備)
- (64) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等(SAT109 r. 8. 0)
- (65) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52 r. 7. 0)
- (66) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 52条(SA52H r. 7. 0)
- (67) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等(SAT109-9 r. 7. 0)
- (68) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備【52条】(SA52-9 r. 7. 0)
- (69) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 52条(SA52H-9 r. 2. 0)

- (70) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等）
- (71) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第52条 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備）
- (72) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT110 r.9.0）
- (73) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53 r.8.0）
- (74) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 53条（SA53H r.8.0）
- (75) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等（SAT110-9 r.8.0）
- (76) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）比較表 2.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備【53条】（SA53-9 r.7.0）
- (77) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 比較表 53条（SA53H-9 r.3.0）
- (78) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（技術的能力 1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等）
- (79) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第53条 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備）
- (80) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等（SAT111 r.9.0）
- (81) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）2.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】（SA54 r.7.0）
- (82) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（重大事故等対処設備）補足説明資料 54条（SA54H r.7.0）
- (83) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術

- 的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 1 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (S A T 1 1 1 - 9 r. 8. 0)
- (84) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 1 1 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備【54条】(S A 5 4 - 9 r. 7. 0)
- (85) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 54条 (S A 5 4 H - 9 r. 3. 0)
- (86) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等)
- (87) 泊発電所3号炉 「实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 1 2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (S A T 1 1 2 r. 9. 0)
- (88) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 1 2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】(S A 5 5 r. 7. 0)
- (89) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 55条 (S A 5 5 H r. 6. 0)
- (90) 泊発電所3号炉 「实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 1 2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等 (S A T 1 1 2 - 9 r. 8. 0)
- (91) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 1 2 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備【55条】(S A 5 5 - 9 r. 7. 0)
- (92) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 55条 (S A 5 5 H - 9 r. 1. 0)
- (93) 泊発電所3号炉 「实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 1 3 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (S A T 1 1 3 r. 9. 0)
- (94) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 1 3 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(S A 5 6 r. 7. 0)
- (95) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 56条 (S A 5 6 H r. 6. 0)
- (96) 泊発電所3号炉 「实用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重



- 大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等 (SAT 113-9 r. 8. 0)
- (97) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 13 重大事故等時に必要となる水源及び水の供給設備【56条】(SA 56-9 r. 7. 0)
- (98) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 56条 (SA 56H-9 r. 1. 0)
- (99) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等)
- (100) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 14 電源の確保に関する手順等 (SAT 114 r. 9. 0)
- (101) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 14 電源設備【57条】(SA 57 r. 9. 0)
- (102) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 57条 (SA 57H r. 9. 0)
- (103) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 14 電源の確保に関する手順等 (SAT 114-9 r. 8. 0)
- (104) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 14 電源設備【57条】(SA 57-9 r. 8. 0)
- (105) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 57条 (SA 57H-9 r. 3. 0)
- (106) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順等)
- (107) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第57条 電源設備)
- (108) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 15 事故時の計装に関する手順等 (SAT 115 r. 9. 0)
- (109) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 15 計装設備【58条】(SA 58 r. 9. 0)
- (110) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大

- 事故等対処設備) 補足説明資料 58条 (SA58H r. 9. 0)
- (111) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 15 事故時の計装に関する手順等 (SAT115-9 r. 8. 0)
  - (112) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 15 計装設備【58条】(SA58-9 r. 8. 0)
  - (113) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 58条 (SA58H-9 r. 8. 0)
  - (114) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第58条 計装設備)
  - (115) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116 r. 10. 0)
  - (116) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 16 原子炉制御室【59条】(SA59 r. 11. 0)
  - (117) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 59条 (SA59H r. 11. 0)
  - (118) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等 (SAT116-9 r. 9. 0)
  - (119) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 16 原子炉制御室【59条】(SA59-9 r. 10. 0)
  - (120) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 59条 (SA59H-9 r. 10. 0)
  - (121) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (技術的能力 1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順等)
  - (122) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト (第59条 運転員が原子炉制御室にとどまるための設備)
  - (123) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 17 監視測定等に関する手順等 (SAT117 r. 10. 0)

- (124) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60 r. 11. 0)
- (125) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 60条(SA60H r. 12. 0)
- (126) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 17 監視測定等に関する手順等(SAT117-9 r. 10. 0)
- (127) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 17 監視測定設備【60条】(SA60-9 r. 10. 0)
- (128) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 60条(SA60H-9 r. 5. 0)
- (129) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.17 監視測定等に関する手順等)
- (130) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(第60条 監視測定設備)
- (131) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(SAT118 r. 11. 0)
- (132) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2. 18 緊急時対策所【61条】(SA61 r. 11. 0)
- (133) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 61条(SA61H r. 12. 0)
- (134) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等(SAT118-9 r. 11. 0)
- (135) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2. 18 緊急時対策所【61条】(SA61-9 r. 11. 0)
- (136) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 61条(SA61H-9 r. 11. 0)
- (137) 泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト(技術的能力 1.18

緊急時対策所の居住性等に関する手順等)

- (138) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119 r. 9. 0)
- (139) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62 r. 9. 0)
- (140) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 62条 (SA62H r. 9. 0)
- (141) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.19 通信連絡に関する手順等 (SAT119-9 r. 9. 0)
- (142) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.19 通信連絡を行うために必要な設備【62条】 (SA62-9 r. 9. 0)
- (143) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 62条 (SA62H-9 r. 4. 0)
- (144) 泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201 r. 9. 0)
- (145) 発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 2.1 可搬型設備等による対応 (SAT201-9 r. 8. 0)
- (146) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 2.20 1次冷却設備 (SADB1 r. 6. 0)
- (147) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 1次冷却材設備 (SADB1H r. 5. 0)
- (148) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 比較表 2.20 1次冷却設備 (SADB1-9 r. 6. 0)
- (149) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 1次冷却材設備 (SADB1H-9 r. 0. 0)
- (150) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(重大

- 事故等対処設備) 2. 2 1 原子炉格納施設 (SADB2 r. 6. 0)
- (151) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 原子炉格納施設 (SADB2H r. 5. 0)
- (152) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 2 1 原子炉格納施設 (SADB2-9 r. 6. 0)
- (153) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 原子炉格納施設 (SADB2H-9 r. 0. 0)
- (154) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 2 2 燃料貯蔵設備 (SADB3 r. 6. 0)
- (155) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 燃料貯蔵設備 (SADB3H r. 5. 0)
- (156) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 2 2 燃料貯蔵設備 (SADB3-9 r. 6. 0)
- (157) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 燃料貯蔵設備 (SADB3H-9 r. 0. 0)
- (158) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 2. 2 3 非常用取水設備 (SADB4 r. 6. 0)
- (159) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 非常用取水設備 (SADB4H r. 5. 0)
- (160) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 比較表 2. 2 3 非常用取水設備 (SADB4-9 r. 6. 0)
- (161) 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について (重大事故等対処設備) 補足説明資料 比較表 非常用取水設備 (SADB4H-9 r. 0. 0)
- (162) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト 技術的能力
- (163) 泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト S  
A

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁アキモトです。それでは、本日のヒアリングを開始します 北海道電力泊発電所3号炉の今日は設備手順、
0:00:15	関係の審査会合における指摘事項の回答ということ。
0:00:19	をメインにやっていきたいと思いますそれではじゃあ、事業者から説明をお願いします。
0:00:29	北海道電力田口です。本日のヒアリングですけれども、今お話いただいた通り、SA手順、設備手順の全条文に渡って、
0:00:40	資料館の整合をとったりとか記載の適正化を進めて参りましたのでご説明したいと思っております。
0:00:49	説明については基本ヒアリングのコメント回答が残っているようなものを各条文、順番に流していきますので、その中でお話いたします。その時に、
0:00:59	適正化してきた箇所の中から幾つかご説明すべきものがあればその時に合わせて話して、条文ごとに流していく形でいきたいと思っております。
0:01:08	まず最初なんですけれども、
0:01:13	SA設備の補足説明資料全般のお話をまずさせていただいてそれから各所に流したいと思っております。
0:01:21	補足説明資料前回お出しした時に
0:01:25	リファレンスしてるところと比べて空白のページがあったりとか、そこに対して何も説明がないと、というような状態の資料でしたので、その部分を改めて見直して、
0:01:36	作って参りました。
0:01:39	やってきた内容については、
0:01:41	ちょっと資料が飛んでしまうんですけれども、
0:01:45	資料のナンバー、
0:01:49	資料の3-6比較表。
0:01:53	なんですけれども、
0:02:01	補足説明資料の比較表。
0:02:03	これ44条の3。
0:02:05	ものですけれども、全般について、どういう考え方で作ったかということを取りまとめた資料のような形で、
0:02:13	1ページ目2ページ目に挟んでいます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:16	1 ページ目の内容については前回お出しした時にこういう考え方で、先行の記載と、
0:02:25	エビデンス類について、大きな差はありませんというご説明だったんですけども、
0:02:31	2 ページ目、
0:02:33	2、今回全体的な資料の整合とか、そういうのを、どういう観点でやったかということをもとめて、
0:02:40	おります。そこに書いてあるのは、ちょっと簡単に読みますね。
0:02:46	まず女川 2 号と比較が可能なのは 50 条の S F P のところでしたので、そこで、女川の資料と比較した上で記載を充実すべきものを抽出してそれを前条に展開しましたということを書く上でやって、
0:03:00	おります。
0:03:01	その下、かぎ括弧で書いている、いくつかのポイント共通として資料構成の変更が最初にあります。
0:03:10	書類の構成については、女川 2 号炉と同じにしました。
0:03:16	ですので多いと書く上では設備が似てるので比べていくんですけども、資料の構成が変わっているのだからこれは次に行きましてここという形に、
0:03:24	今回、
0:03:25	整理をしております。
0:03:30	幾つかポツがありますけどそこはちょっと飛ばします。
0:03:34	それ以外に下の方で配置図試験検査系統図容量設定根拠。
0:03:39	タンケツとかの図面類について、幾つかポイントを記載して、
0:03:44	おります。
0:03:46	配置図に関しては、新たに作成した図面が上の方で書いている通りなんですけども、
0:03:52	接続とか配管場所図、
0:03:55	保管場所とかアクセスルート図とか P W の時代じゃなかったような図面類を作っていますので、
0:04:03	それらについては、
0:04:08	1 ページの方に示している通りの感じで、
0:04:12	確認すべき項目が変わりましたということ、前回はご説明しております。
0:04:18	それ以外には、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:23	こちらの方が女川の方では、
0:04:25	いろいろと図示等で説明がかなりされていますのでそれを踏まえて反映をして、
0:04:32	います。
0:04:34	あとは写真とか、そういうものも長尾参照して、付けるものについては、
0:04:40	統一してつけるという形で充実をしております。
0:04:44	あとは
0:04:46	操作性の観点で、中央制御室の操作スイッチとかの配置図も、
0:04:51	示されていますのでそういうものも追加して、
0:04:54	いきます。
0:04:55	現場操作を行う弁については、現場操作支障がないということを書真で示しておりましたのでそれも追加をしています。
0:05:05	次の試験検査に関しては、
0:05:07	この資料に関していろいろなアノてどころのものを、
0:05:11	PWの時から使っていましたので、
0:05:14	ただし試験検査ができることを示す資料として問題がないんですよということを、もし違う資料を持ちてるときにはそういう理由のところに記載を、
0:05:23	しています。
0:05:29	そんなところ。
0:05:30	残る。
0:05:34	高速整理資料についての、
0:05:36	充実の観点は大まかにはそういうことをやっておりますので、今回資料を積んでおりますんで何かお気づきのところがあれば各条のご説明の中で確認いただければと思っております。では、
0:05:49	頭に戻って、43条から、
0:05:52	説明会します。
0:05:59	はい。北海道電力のイチタニです。それでは43条は、ヒアリングコメント回答リストがまずあるんですけどもそれが資料2の7番になります。
0:06:13	2の7番なんですけれども、4分の4ページ目に接続口のコメント回答がまだ残ってございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:06:23	こちらについては、来週 18 日にヒアリングセットさせていただいておりますので、今日、今日のコメント回答リストとしては後日回答予定と。
0:06:37	いうふうにさせていただいております。
0:06:41	ですが、コメント回答リストはそんなところですよ。
0:06:47	はい。そして、では記載、適正化仮称リストというものがござい ます。資料、
0:06:57	28 条、28 ですね。
0:07:01	はい。ただ、多分、
0:07:04	何でしょう、1010 センチ弱の束になってるやつに、各条文の記載 適正性設備関係の記載適正化がまとまってございます。
0:07:14	こちらで条文ごとに説明して参ります。40、最初 41 条ありますけ れどもこれは本日のヒアリングメニューの対象外でございますの で、
0:07:25	43 条、
0:07:27	は、右下の通しページの 7 ページ目。
0:07:33	になります。
0:07:41	はい。それでは 43 条の記載適正化リストをからですけども、
0:07:48	ほとんどが
0:07:50	記載の統一とかですね、今日の 1 で見直した用語を反映しました と、というようなものがほとんどなんですけれども、
0:08:00	ナンバー 15 番。
0:08:07	有効性評価想定事故 1、想定事故 2 における S F ピットへの注水量 見直しを反映しました。
0:08:14	この資料ですけども、43 条の補足説明資料の比較表を、をご覧 いただきたいと思えます。
0:08:24	補足説明資料の比較表なので、資料番号でいくと 2-6。
0:08:30	になります。
0:08:37	そして今日の比較表ですので、
0:08:41	9 ページ番号今日の 4-9 ページというところになりますので少し ページが後ろの方になります。
0:08:52	よろしいですかね今日の 4 という資料は、可搬型重大事故等対象 設備の必要数、予備数保有数についてという資料でございました けれども、ここで、可搬型大型送水ポンプ車の必要な台数を出す ために、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:08	目的この目的で何立米ずつ必要になりますと、いうことを整理して ございます。今日の4-9ページ、
0:09:17	でいきますと、使用済み燃料ピットへの注水なんですけれども、 25立米以上が必要であると、前は47立米以上が必要であるという ふうに書いてございました。
0:09:29	これについては、
0:09:31	もともと、
0:09:33	以前完結給水を想定した流量をとかで組んであったんですけれど も、
0:09:42	連続給水連続給水をしたとしても必要な有量を確保できるよう に、燃料タンク括弧SAというものを追加。
0:09:52	したこともありますので、
0:09:54	連続給水想定想定事故1とかでいきますと、
0:10:00	蒸散量ですね、蒸発していく量が19.なにがし立米パーアワー、 それを補給できる、量として少し余裕ました25立米。
0:10:11	というふうに強い見直しでございます。
0:10:14	これは、大井とか伊方ぬとかと、ほぼ蒸散量と、補給量の関係と しては、
0:10:24	同等の、
0:10:26	流量に設定をし直しましたというところでございます。
0:10:33	その一つは、今度、記載適正化リストのナンバー19番でございま す。こちらは57条と、からの展開なんですけれども、
0:10:44	この同じ今日の4という資料のもうちょっと後ろの方に、
0:10:49	今日、
0:10:51	比較ページ番号でいくと、今日の4-31ページになりますかね。
0:10:58	これ比較表だからちょっとちっちゃくて見づらいなんですけれど も、
0:11:03	可搬型代替交流電源設備、
0:11:07	の、
0:11:10	ワット数が書いてありました。
0:11:12	540kW、
0:11:14	と書いてあったんですけれども、
0:11:18	この辺積み上げの見直しだったかな57条の方でやっておりまし て、553kWが直精製ですと、いうことですので、そいつを、こち らの資料にもオノ反映をしております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:34	適正化率と、43条としては、特記すべきところはそれぐらいであとは用語の統一を図ったと、というようなものでございます。
0:11:44	43条のご説明は以上になります。
0:12:00	北海道電力古谷でございます。1.0についてなんですけれども、1件だけご説明させていただきたい事項がございます。
0:12:11	資料の27番で技術的能力の適正化、仮称リスト。
0:12:19	をご提示しております、
0:12:22	通しページの1ページのナンバー2番。
0:12:27	になります。
0:12:33	こちらは、審査の島根さんの新生児室審査実績を踏まえまして、
0:12:40	あと複数号炉の同時被災の場合には、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないように配置しております。
0:12:50	号機責任者の代行者と代行順位をあらかじめ定めるということについて、追記をしております。
0:12:58	比較表の資料でいきますと、
0:13:02	資料2-4、Aが1.0の比較表になりまして、
0:13:10	資料2-4のですね、1.0-37ページになります。
0:13:31	はい。1.0-37ページのところのかつこうG、になります。
0:13:38	左側の女川の欄に島根さん、島根2号炉さんの記載を追加しまして、
0:13:47	島根さんでいうと統括という今の名称になっておりますけれども、泊としては5基責任者。
0:13:54	という名称になっておましてその代行者と代行順位をあらかじめ定めるということで追記をしております。その他添付資料の体制の部分ですとか、
0:14:07	すべて反映しておりますので、説明は割愛させていただきます。1.0は以上になります。
0:14:23	はい。それでは、今度設備側の、今度44条、になります。資料の28番の右下通しページ11ページ目からになります。
0:14:35	こちらは基本的にはあの後、用語の統一とか、誤記の訂正、そのような資料館の整合としたものでございますので、特に特記すべき部分はございません。
0:14:52	44条以上です。
0:15:23	はい、ではですね44なくて45も特記すべきものがございません。46条に、コメント回答がございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:34	コメント回答リスト自体は、資料の5-8。
0:15:40	になります。
0:15:44	はい。で、資料5-8の一番最後のページ、こちら、先ほど田口からご説明したような部分の、
0:15:57	とかぶるんですけども、5分の5、No.15番です、容量設定根拠について女川等の審査実績を踏まえて十分となっているか確認し説明することという部分でございました。
0:16:10	先ほどご説明したように54条の補足説明資料で女川、大井泊の3連比較表を作成しまして必要となるものを追加。
0:16:22	してございますそれは、容量設定根拠に限らずですけども、やっております。で、容量設定根拠に反映したものとしては以下0を挙げまして、
0:16:34	容量しようって書いてるところに変更前変更をっていう記載であったものに対して、先行の審査実績は、変更前変更後ではないので、
0:16:45	変更後の記載といいますか、現設置のみ記載するような様式に変えてございます。
0:16:52	そして、46条の2ポツ目ですけども、補助給水ピットの容量設定根拠。
0:16:58	大井の復水ピットの容量設定根拠が、その有効性評価におけるその必要水量の評価みたいなものをつけるう形になっておりましたものですから、
0:17:10	泊としても設定根拠はそういう資料に
0:17:15	入れ替えましたと。
0:17:18	そして、三つ目のポツですね、後今度ちょっと46条に限らずで54条の補足説明資料ですけども、
0:17:27	容量設定根拠、可搬型スプレインズル、SFピットに水をうまくやつですね、これ女川の可搬型スプレイヘッドの容量設定根拠資料を見ますと、
0:17:39	燃料体の崩壊熱を除去するために必要なスプレイ流量とか、範囲でこう、スプレイさせる範囲でちゃんとSFピットに対して終えますとか、
0:17:51	それに対して崩壊熱を除去できるだけの水量がありますという、思慮になっておりましたので、泊の方も、そういう、そのような設定、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:02	根拠資料にすると。
0:18:04	というような形で先行実績と比較をした上で
0:18:09	用量設定根拠を、の記載を見直してございます。
0:18:14	46条のコメント回答は以上です。
0:18:18	では、記載適正化率等の方に参りますが、資料28の通しページでいきますと15ページ目になります。
0:18:31	ですね、ここはちょっと
0:18:35	ナンバー2をちょっとご説明させていただきたいと思います。45とか46とかに、
0:18:43	非常用直流電源設備っていう名称でちょっと設備側、記載しておったんですけども、所内常設蓄電式直流電源設備と、
0:18:54	いう名称に変更してございますこれは技術的能力側で、そのバッテリー系のものを、その名称で記載しているというところもありまして、
0:19:05	なので本文に書いていた、非常用直流電源設備というものが今回
0:19:11	所内常設蓄電式直流電源設備に変わっているという部分がありますので、ちょっとご説明をいたしました。
0:19:22	46条を、
0:19:24	としては、とはそんなところですよ。全体的なお話としましては、本文のヒアリング等を進めていく中で、系統図の記載の充実とか、
0:19:37	見直しなんかをやっておりますので、
0:19:41	設備側の添付資料とか、補足説明資料にも系統図ございますけれどもそういったものの系統図も、最新版の本文の系統図と整合するように見直したりとか、
0:19:53	そんなことをやってございます。
0:19:56	46条は、以上になります。
0:20:00	47条は、特にご説明するところがありません。
0:20:07	48条、申し上げますと、右下21ページ目でございます。
0:20:16	ナンバー12番。
0:20:20	再循環のダクト開放機構、概略図ですけども、6月ヒアリングの事実確認があったときに、もうちょっとこう、動作機構とかがわかりやすいないですかというような、
0:20:36	事実確認がございましたので、それを反映して、これは補足説明資料48の11番という資料なんですけれども、そちらに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:47	機構の動作とかがわかりやすいように、への張りかえてございます。
0:20:52	48 条は、
0:20:53	特記すべき
0:20:55	は、以上です。
0:20:58	常時、
0:21:00	取らないです。
0:21:07	いつですか。はい。
0:21:15	はい。
0:21:17	はい。
0:21:18	はい。
0:21:19	はいすいません。
0:21:21	はい。続きまして、4、49 条も同じように自然対流冷却の資料がございますので、ダクト開放機構の図を変えましたっていうのがNo. の 14 番、右下 23 ページですね。
0:21:35	言ったところ、
0:21:37	50 条につきまして同じような、そこにも自然対流冷却な資料入ってますので、
0:21:46	ナンバー17 番、にそういった適正化リストの記載がございます。
0:21:54	はい。
0:21:55	51 条。
0:21:58	51 条は特記してご説明するようなところはございます。
0:22:05	1000、記載の適正化、一部誤記の訂正なんかぐらいですかね。
0:22:11	52 条。
0:22:13	には、コメント回答リストがございます。これは以前にも、多分、御説明は別の条文とかで、
0:22:23	ご説明申し上げているかと思うんですが、
0:22:25	52 条のヒアリングコメント回答リストは、資料番号 11-8 です。
0:22:32	はい。
0:22:40	今コメント回答率とか他の条文飛ばしましたけれども、前回までに回答済みということでグレーアウトになったものをごめんなさい割愛いたしました。
0:22:51	52 条のナンバー5 番が、今回の本日回答の項目でございますけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:58	ポンプ車の台数について、その1セット1台、2セットっていうものです。
0:23:06	前回のヒアリングとかで他の条文に対する記載の適正化という形でご説明を差し上げたかと思えますけれども、
0:23:16	コメント回答として残っていた大本はこちらですと、
0:23:21	で、こちらの回答を本日お示しして、注水設備と、及び除熱設備として1セット2台、
0:23:29	それゆえにセットで4台になりますという記載を、52条のコメントとして反映したものを、他場にも同じように展開していると。
0:23:39	いうものでございます。
0:23:42	52条はそうですね。
0:23:46	で、52条の記載、適正化リストに参りますけれども、右下、32ページからなんですけれども、ちょっとかぶってますが、
0:23:57	33ページのNo.10、
0:24:00	これが、
0:24:01	コメント回答と規制適正化リストダブっちゃいましたけれども、
0:24:06	はい。はい。はい。はい。はい。はい。
0:24:10	ですね、52条は
0:24:13	そんなところですね。
0:24:17	ですね。はい。はい。
0:24:22	53条です。
0:24:24	53条は特記してご説明すると功労は、
0:24:31	ございませんです。
0:24:36	54条は、コメント回答リストとかもないのですが、
0:24:43	記載適正化リストの方、右下41ページになります。
0:24:48	ナンバー一番。
0:24:51	58条を、の方で、確か、もともとヒアリングで事実確認いただいたかと思えますけど空間線量率とか、
0:25:03	線量当量率とかいろんなことバーで書いてあったんですけども、放射線量率に統一するという方針にしましたので、50条にも、
0:25:13	使用済み燃料ピットエリアモニターとか、そういったものがございますので、そちらの説明の文章は、放射線量率に統一してございます。
0:25:25	これが本文の方。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:27	ナンバー8番は、54、補足説明資料 54-10 っていうやつですけども、
0:25:34	この 54-10 という補足説明資料は、使用済み燃料ピットの監視計器に関する、ご説明をした補足の説明資料です。こちらの資料、書類の資料の方も、放射線量率、
0:25:46	に用語の統一を図ってございます。
0:25:53	その他は、はい。タイトルの修正とか、他条文との整合を図ったようなものでございます。
0:26:04	別個 15 条。
0:26:06	55 条は特記すべきもの、56 条も特記してご説明するようすべきような部分は、
0:26:18	ございません。
0:26:20	56 条まで、以上ですが、
0:26:27	あとは、本店とか、泊からWEB参加をしているメンバーがメインの担当なんですけれども、
0:26:37	事前に当省、
0:26:41	特記して、何かこう、数字が変わったとか、前提が変わったようなものでご説明すべきことはあるかと。
0:26:49	いうことを事前に確認しまして、5758、59、
0:26:55	60、6162 とともに、そういったものはないと。
0:27:01	いうふうに聞いておりますので、まず私からはそのようにいたしますけれども、何かここでぜひ言っておきたいという人が、
0:27:10	伊奈ます。
0:27:12	大丈夫ですかね。私のこの説明で大丈夫でしょうか。
0:27:18	いいですね。
0:27:19	はい。
0:27:20	はい。本店の方から、特段ございませんですね。はい。ありがとうございます。では、設備側以上になります。
0:27:37	北海道電力古谷でございます。技術的能力については先ほどの資料 27 なあ。坂野。
0:27:45	適正化課長リストの方で、
0:27:49	1.11 なんですけれども、通し番号で 100 右下ページ 127 ページをお願いいたします。
0:28:06	番号でいきますと 7 番、衛藤一番上のところなんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:28:13	ろ過水タンクの設置数、もともと3号炉用として2基でしたけれども、
0:28:22	12号、123号炉の共用の2機がありましてそちらもSA対応として3号炉のSA対応として使用できますので4基に、
0:28:34	見直しをしてございまして、それによりましてその下の注水可能水量ですねえと使用済み燃料ピットに、
0:28:44	ろ過水タンクを使って消火ポンプで注水する、注水量通知注水可能水量を出してたんですけどもその水量が倍になっているものと、
0:28:55	それによりまして時間注水の可能時間を、が長くなってございます。
0:29:03	それから、その下なんですけれども、先ほど43条の方で触れました、使用済み燃料ピットに可搬型大型送水ポンプ車で注水する。
0:29:14	流量が47から25立米パーアワーに変わりましたのでそれによりまして、注水可能時間を修正してございます。
0:29:24	1.11は以上になります。
0:29:34	この通しページで右下の絵と136ページをお願いいたします。
0:29:44	こちらは水源関係で、今申しました。
0:29:48	ただ番号で20ナンバー26になります。
0:29:54	衛藤。
0:29:56	ろ過水タンクの基数については1.13の水源の方でヒアリングで事実確認がありまして4キーに見直しますということでお伝えしておりますのでそれに関連する、
0:30:10	ところをすべて修正してございます。概略系統図だけではなく各条文にも、
0:30:20	6月負担交渉する手順は、多数ございますのでそちらにも含めてすべて直してございまして、この適正化リストの中で整理してございますので、
0:30:31	詳細は説明を割愛させていただきますが修正してございます。
0:30:42	それから技術的能力の右下のページでいきまして160ページをお願いいたします。
0:30:58	こちらはナンバーが26番ですね。
0:31:05	添付資料の1-16の12番という添付資料
0:31:12	資料最終室の排気各ダンパーの手動操作の成立性それから、
0:31:19	アニュラスの排気系排気ダンパーの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:25	ボンベでの操作というところの操作の成立性の中で被ばく評価の記載をしてございました。
0:31:34	資料最終室の排気ダンパーの方には補の原子炉補助建屋での操作でアニュラスの排気ダンパーの方周辺ほうき等での操作ということで、
0:31:47	補助建屋の方には保守的に評価した場合でも、という記載がなくて、ヒアリングの方でもコメントを事実確認を
0:31:58	がありました。
0:31:59	こちらについてはどちらも補修的に評価をしているということでその場ではお伝えしておりまして、その下の通り修正をしてございます。
0:32:11	被ばく線量は保守的に評価した場合でも1ミリシーベルト未満となると、ということと、その保守的に評価した部分に※を打ちまして、
0:32:21	作業エリア及び移動日経路において最も線量率の高くなる場所に余裕を見込んで設定した作業時間の間滞在し続けると仮定した線量評価ということで補足を追加してございます。
0:32:38	あと1.17でご説明する内容がございまして本店になります、鍋田さん、説明事項をお願いしてよろしいですか。
0:32:51	北海道電力山田です。私の方から、技術的能力1.1名の保護の記載適正管理室の方をご説明したいと思います。
0:33:01	資料の方が27の、資料27のページ数でいきますと、右下のページ163ページになります。
0:33:12	ナンバーで言いますと7番、一番上の記載になってございまして、
0:33:18	こちらの方、手順の中の操作の成立性の部分で、従来から通信連絡設備を整備するという記載をしておりましたが、
0:33:29	10分間の成功確認の結果、追加で移動経路の確保と防具、それから照明の記載を追加させていただいております。
0:33:41	私の方からのご説明は以上になります。
0:33:46	北海道電力古谷でございます。衛藤技術的能力の説明は以上になります。
0:34:07	規制庁アキモトでそれではここまでのところで確認に入りたいと思いますが、私のところで
0:34:15	資料28は1件だけかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:24	資料 28-41 ページで、先ほど説明いただいた放射線
0:34:31	料率、
0:34:32	の話は、これはこれで、
0:34:35	理解はできるかなと思ったんですけど、今までちょっと横並びっ ていうよりは、
0:34:42	多いと。
0:34:44	大飯女川との並びで見てたんですけど、その関係は何かあれで すか、図。
0:34:53	ずれると問題あるみたいなチェックっていうのはされてるって いう理解でいいですか。
0:34:59	何ていうんですか、今ってこれってあれですよ、条文間での整合 を図るって同一したいっていう意図ですよ。
0:35:08	で、大井翁長。
0:35:10	当間李って並べて練られたときも、別に問題ないっていう理解で いいですか。
0:35:19	北海道電力のイチタニです。具体的に比較表のページを見ていた だと、
0:35:28	こうかと思えますけれども、資料番号でいきますと比較表は、資 料 13-5 番、
0:35:40	て、
0:35:44	で、
0:35:45	比較表のページ番号でいきますと 54-9 ページとかになります。
0:35:56	54-9 ページ目。
0:35:58	はい。
0:35:59	はい。
0:36:00	下の方に、使用済み燃料ピット可搬型エリアモニターは、取りつ けを想定する複数箇所の放射線量率と、
0:36:09	いうところで大飯であれば、線量率いい方も線量率でしたけれど もここを泊としては放射線量率というふうに、用語の統一を図っ て、
0:36:22	他のものではございますけれども、
0:36:26	意味としては、使用済み燃料ピット区域の放射線量率を、ちゃん とその可搬型のエリアモニターで推定することができるという部 分においては変わりはないと。
0:36:40	考えてございますので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:44	等ごさい
0:36:48	技術的に何か変更になったりとか、そういった部分はないと考えております。
0:38:36	ちょっと、あの形は北海道電力のイチタニです。経緯、
0:38:41	的な部分をご説明いたしますと、
0:38:45	小チラーもともと、58条の方で、事実確認で用語が、
0:38:54	何種類かありますねっていう事実確認をいただいたものと認識してございますんで、
0:39:01	もともとこの使用済み燃料ピット可搬型エリアモニターって、
0:39:07	PWRでは従来54条にしか書いていなかった。
0:39:13	なんですけれども、
0:39:14	BWRでは58条の計装設備側でも記載するように、
0:39:20	なりました。で、
0:39:24	泊としても58条でこの使用済み燃料ピット可搬型エリアモニターに関する記載を、
0:39:29	追加したんですけれども、
0:39:32	そこで
0:39:36	用語が統一されていないねっていうことで、58条に反映しました。結局、同じ使用済み燃料ピット可搬型エリアモニターのことを書いている文章ですので、
0:39:49	58条で書いてる言葉と50条で書いてる言葉が違うのは、
0:39:54	どう、ちょっとよくないと考えて54にも展開をしたものでございます。
0:40:01	はい。
0:40:06	規制庁秋本です。とりあえず作業わかりました。
0:40:12	はい。
0:40:14	それで今ちょっとたまたまなんですけど54のこの9ページで、
0:40:20	直前の二つ、2パラ上というか、使用済み燃料ピット3Mよ、で始まる場所なんですけど、
0:40:29	青字で3行目で非常用直流電源設備に加えてってあるんですけどこれってあれんどんなんか、
0:40:37	新と旧で何か、所内常設直流電源設備に変えるって、
0:40:42	言っておっしゃってたのと、何か、どういう関係になるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:58	北海道電力のイチタニです。S Aで使う、直流のバッテリー系の設備を、所内常設蓄電式直流電源設備と、
0:41:09	でございますけれども、ここはデービーの電源として、非常用直流電源設備に加えてと。
0:41:17	言ってる部分ですのでこの言葉が残っています。
0:41:21	規制庁アキモトですあれですかね、もともと。
0:41:25	非常用直流電源設備っていうのが、S Aも含んで、
0:41:32	もともと書いてたんだけど、それをちゃんとしっかり、D BとS Aで分けて、
0:41:39	S Aのほうは所内蓄電亜硝ない常設蓄電式直流電源設備に変えたっていうことですね。
0:41:48	はい。北海道電力のイチタニです。おっしゃる通りでございます。
0:42:26	規制庁水戸ですけども、いずれにしてもよろしいでしょうか。どうぞ。
0:42:33	衛藤。今の話なんですけれども、
0:42:36	先ほど適正化技師と説明していただいたときに、
0:42:43	非常用直流電源設備を、所内常設蓄電式直流電源設備に名称を変えましたっていうふうな説明だったんですけども、
0:42:53	今説明していただいた通り、この二つは違うものですよ。
0:43:00	医療用直流電源設備はBのまだフェリーで、
0:43:06	島委員、常設蓄電式。
0:43:10	直流電源設備っていうのは、
0:43:13	D Bのバッテリーを含むS Aのバッテリー設備で、違うものですよ。
0:43:19	ただ単に名称変更したのではなくって、ものが違うわけで、そこら辺はちゃんと認識されて、
0:43:30	単に名称を統一したとかそういうんじゃなくて、書いてあったものが違うかったんで、違う名称をつけていたんで、正しい名称に変えましたっていうそういう理解でよろしいんでしょうか。
0:43:46	北海道電力のイチタニです。
0:43:51	非常用直流電源設備の中に、蓄電池、
0:43:57	エース
0:43:58	B。
0:43:59	Eとかがあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:03	それに、
0:44:05	後備蓄電池、
0:44:08	A、Bを加えて、24時間直流給電をできるような、不要な負荷の切り離しも含めて、
0:44:18	24時間持たすアノ。
0:44:21	直流の供給ができるようにする。
0:44:24	ものを、所内常設蓄電式直流電源設備、
0:44:30	と整理している。
0:44:33	すいません57条、山本さん補足いただけないでしょうか。
0:44:40	はい。本店から北海道電力の山本でございます。今、イチタニが申しあげました通り、
0:44:47	蓄電池非常用、こちらにつきましては直流電源設備ということでDB設備でございます。平本さんおっしゃっていただいた通り、衛星の方で言うております所内常設蓄電式直流電源設備、こちらにつきましては蓄電池非常用等後備蓄電池
0:45:05	これらを足し合わせて57条の要求である24時間を達成させるように作っているものでございます。先ほどの質問事項としましては、
0:45:17	その違いをしっかりと認識してここの記載を変えているのかということだと思えますけれども、そちらについてはDBで使うものについては蓄電池机上のことを言っているので直流電源設備と非常用直流電源設備という表現を使っております、
0:45:32	SAで使用する場合には非情緒直流電源設備、蓄電池非常用ですねこちらを含む蓄電池、
0:45:42	後備蓄電池、それらをセットで
0:45:46	将来、常設蓄電式直流電源設備と呼んでいるというものでございます。補足は以上でございます。
0:45:57	規制庁の平本です。理解しました。で、適正化リストの説明のところが、
0:46:08	57条だったら大丈夫かなと思ったんですけど、46条で、ちょっと電源と違う。
0:46:14	セクションでの話だったんで、そこら辺混同されてないかなと思ってちょっと質問しただけです。
0:46:21	理解してやられてるんであれば、いいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:26	はい。北海道電力のイチタニです。ちょっと説明が悪く、申し訳ございませんでした。
0:47:00	それとは別の特殊くらいでございます。
0:47:10	規制庁秋本です。
0:47:12	今の話は何か図とかでわかるようなものって、
0:47:19	何かあります。
0:47:35	北海道電力のイチタニです。
0:47:38	山本さん、単線結線図とか、
0:47:42	そういったもので、デービーの範囲とSAの範囲わかるような、 になってる絵がもしあるようであれば、補足いただけたらと思います。
0:47:55	はい。北海道電力山本でございます。少々お待ちください。
0:48:16	はい。北海道電力の山本でございます。資料16-2の54条のまとめ資料をご覧くださいませでしょうか。
0:48:31	こちら資料16-2のa. 57-84ページ、こちらに単線結線図、
0:48:40	図2. 14-20というものがございませので、こちらをご確認ください。
0:49:03	はい。アノ. 57-84ページ、平。
0:49:10	添付の57-84ページ、OKです。
0:49:13	はい。ありがとうございます。北海道電力の山本でございます。こちらカラーで映しております。記載しております、図2. 14-20。
0:49:25	所内常設蓄電式直流電源設備の系統図でございます。こちら真ん中が青い背景になってございまして、
0:49:35	左側が赤い背景、右側が緑の背景になってございませ。この赤と緑の中にですな、
0:49:45	同じような紫色の線で蓄電池括弧非常用ですとか、AB蓄電池非常用、こちらがございませけれども、こちらが
0:49:58	非常用の直流電源設備に該当する蓄電池非常用でございます。
0:50:05	こちらの蓄電池非常用につきましては、DB設備でもあり、衛生設備でもございませ。
0:50:13	ですので、通常状態についてはこの9年、
0:50:18	ラインで給電をするということになりまして、この蓄電池、
0:50:25	で給電していくんですけどもSAのときにはこの蓄電池だけでは24時間もちませので、真ん中の青い背景のところにあります

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	Aと同じぐらいの高さに記載しております。B、A B蓄電池、B後備蓄電池、
0:50:41	こちらの方を参入させまして24時間、給電すると。
0:50:46	いう設備構成にしてございます。
0:50:49	御説明になっておりますでしょうか。
0:50:53	規制庁アキモトです。所内常設蓄電式何でしょう。直流電源設備っていう範囲はどこになるんでしたっけ。
0:51:04	はい。北海道電力の山元でございます。所内常設蓄電式直流電源設備と申し上げておりますのはこちらに記載しております。蓄電池非常用ミイ蓄電池非常用、
0:51:15	あとの後備蓄電池、右の後備蓄電池、これらを組み合わせて所内常設蓄電式直流電源設備等、っております。
0:51:31	こちら、図示しているのはここなんですけれども、まとめ資料、
0:51:40	電波地の方にですね最初に所内常設直流、
0:51:47	蓄電式の直流電源設備による給電ということで主要な設備というものを、この同じ資料の
0:51:56	前から3ページ目ぐらいですかね、57-3ページこちらの方に記載をさせていただいております、こちらで設備としましては、蓄電池非常用と後備蓄電池、
0:52:08	あと充電器、こちらをセットで、所内常設蓄電式直流電源設備と呼んでいると、いうことを記載してございます。以上でございます。
0:52:21	規制庁秋本です。あれ、非常用直流電源設備、
0:52:27	ていう等、あれ。
0:52:29	蓄電池需要とB蓄電池以上なんでしょうか。
0:52:35	はい北海道電力の山本でございます今、アキモトさーにおっしゃっていただいたご認識の通りでございます、33条の方でも記載してございますけれども、こちらの方で
0:52:49	蓄電池非常用、とびこれが社内、非常用の直流電源設備ということで記載をしてございます。以上でございます。
0:52:57	規制庁秋本です何となくわかったんですがこれ、この整理って、先行は問わなんか違ったりとか、何かします。同じ整理ですか。
0:53:12	北海道電力の山本でございます。こちらの整理につきましては、伊方3号炉さんと同じような整理になってございまして、伊方3

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	号炉さんと比較をした形で比較表に記載をさせていただいております。
0:53:32	ちなみにですね少々お待ちください。
0:54:23	すいません。資料 16-5 の 57 条の比較表をご覧ください。
0:54:33	山本さん、一旦ちょっと待ってください。今、
0:54:37	所長じゃない。はい。
0:54:40	こちらの社内で話しておりますので少々お待ちください。
0:54:44	はい。
0:55:33	はい。北海道電力イチタニです。山本さん、こちらでお話を して、山本さんの補足。大丈夫です。
0:55:44	ありがとうございます。
0:55:47	はい。北海道電力ヤマモトで承知いたしました。以上でございます。
0:56:13	はい、規制庁アキモトですし資料 20 はちいで何かほかあります か。
0:56:21	よろしければ、
0:56:23	ちょっと資料 27 なああの技術的能力がワーですけど、
0:56:38	と 18 ペイジーで
0:56:41	103 番ですかね、島根の欄が、
0:56:47	誤植でしたっていうのは、
0:56:51	これはあれですかこの上っていうのが、タイピングをしたから とかそういう、
0:56:56	ことですか。
0:56:58	何か原因っていうか、
0:57:20	すいません少々お待ちください。
0:58:40	東海道電力量でございます。
0:58:44	P D P D F の D たをコピーいたしまして島根さんとの比較の ところの欄に貼り、
0:58:57	付け、
0:58:58	問、そういう誤記が発生すると考えてなかったんですけども、江 藤再度全体を見直した上で、
0:59:10	いや、作業上で変換とか少し手を加えてしまったような状況があ ったのが、原因ははっきりわからないところあるんですけど も、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:23	全体見直して動きがありましたのでそういうものをすべて修正作業を行いましたという経緯でございます。
0:59:34	規制庁秋本です。とりあえず、わかりました。それで衛藤。
0:59:39	25 ページですね。
0:59:43	この 141 番の人数が増えてるっていうのは、これは何じゃけど 1 人ふやしてよっていう話。
0:59:53	でよかった、あの前会合でやられてた話っていうことでよかったんでしょうか。
0:59:58	北海道電力古谷でございます。木本さんのご認識の通りでして消火責任者というものを本部要員に追加しましたので反映をさせていただきます。以上です。
1:00:21	規制庁秋本ですそれとあと 51 ページで、
1:00:25	数字が変わっているようだ。
1:00:29	たんですが、これは 5 期ということなのか 172 番ですか。
1:00:34	これ
1:00:36	1.0. 2 だから、
1:00:39	何の時間でしたっけ。
1:00:52	北海道電力古家でございます。本店側のアクセスルートの担当の方、
1:01:00	ナンバーの 172 番ですかね。ここの、
1:01:04	時間の
1:01:06	修正の理由わかりましたら、ご回答いただけますか。
1:01:19	あ、北海道電力本店フチセです。
1:01:22	あと今回アクセスルートの非ヤノ対象だったかちょっと認識してなかったんですけども、ちょっと今、担当者呼んできますので少々お待ちください。
1:03:37	すいません北海道電力の石川ですけれども、すみませんの発言の中でですね今日の対象の範囲じゃないみたいな発言がありましたけど、ちょっとそれは、ちょっと言い方としてはまずくてですね、今回ここに資料に入れてる以上は、説明の範囲だというふうには私も認識しております。
1:03:58	北海道電力の筒井です。失礼いたしました。
1:04:03	北電イシカワですけれども引き続きですねこの部分単純誤記なのか、それとも誤記訂正の経緯と、何かあったのかっていう点に

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ついては、今答えなくてもですねこのヒアリングの時間中に調べてもらって、そして準備ができ次第こちらに、
1:04:18	説明してもらいたいなというふうに思います。藤田さんそれでいいかな。
1:04:21	いいですか。はい。
1:04:25	規制庁秋本でそうするとあれ57ページとかも、1.0. 2シリーズだから、これも、
1:04:33	今すぐ
1:04:35	わかんないすみたいな感じですか、ちょっとここも何か。
1:04:40	何なんだろうなって。
1:04:43	思ったことがあったんですけど、例えば217番とか、
1:04:48	井戸区、
1:04:50	何か建物の高さを修正しました。
1:04:54	そんな簡単に修正できるもんなんでしたっけとかちょっと思っ て、何か誤記だったのか、ちょっとよくわかんないなあとは思っ てですね。
1:05:02	恩顧答える人がいないところだったらまた後日でも全然構わない んですけど、
1:05:08	北海道電力のフジタ率申し訳ございません。ちょっと資料の出し 方が不適切だったかなというふうに思ってます。今回アクセスル ートの伴Eは、
1:05:19	日間ヒアリングとして、あんまり考えてなかったというところが 正直ありまして、はい。また別途ご説明させていただきたいと思 います。
1:05:39	楨規制庁アキモトですそれではじゃあ、1.0. 2はまた後日とい うことでも構いませんので、はい。
1:05:46	そしたら119、
1:05:49	ペイジーで、
1:05:52	57番、
1:05:54	ですけど、
1:05:55	これはあれですか今何か頑張っていらっしゃるTPは入ってない けど、これはいいんですっけ。
1:06:16	北海道電力少々お待ちください。
1:06:46	発電所、夏井ですけどもこちらから回答よろしいでしょうか。
1:06:51	はいお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:54	はい。発電所、北海道電力夏井でございます。
1:06:57	こちら資料を1.8の比較表を修正してございまして、こちらの方に協ATPがきちり記載してございます。
1:07:08	記載適正化小リストについてはPPが抜けてございました。大変申し訳ございません。
1:07:34	補足いたします。資料10-4、お願いいたします。10-4の、
1:07:40	200、
1:07:42	53ページをお願いいたします。
1:07:50	規制庁秋本ですその物を言うてるだけであれば大丈夫ですわかりました理解しました。
1:08:37	規制庁秋本です。それ、続いて122ページは、
1:08:43	これ適正化内容見てて、11番とか7番どっちでもいいんですけど
1:08:48	ボリュームパーセントを入れましたってことなのかなって思ったんですけど分行って、
1:08:55	文字で書いていらっしゃるんですか。
1:09:03	北海道電力古谷でございます。基本部位は工事だと思いますけれども、
1:09:09	衛藤発電所、補足ありますか。
1:09:20	発電所の松井です。少々お待ちください。
1:09:26	北海道電力小松でございます。おっしゃるとフルヤがおっしゃる通り部位は小文字でございます。適正化リストの方が、
1:09:38	大文字となっております、
1:09:42	資料との不整合が発生している状況ですが、比較表と本体の方は小文字で反映してございます。以上です。
1:10:04	規制庁アキモトずつ理解しました。はい。じゃあ、続いて、127。
1:10:11	ページですね。
1:10:13	の7番ご説明いただいたとは理解してるんですけど、これはあれですかね
1:10:20	一応ちょっと念のための確認なんですけど主な変更ではないよっていう理解でいいですか。
1:10:28	はい。北海道電力古谷でございます。
1:10:31	使用済み燃料ピットの注水の流量については、
1:10:39	有効性評価側の所要評価条件の修正を条文間整合というかそ
1:10:48	それを受けて修正したということで考えてまして。
1:10:52	技術的能力としては

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:55	他条文からの反映というふうに考えてございます。
1:10:59	ろ過水タンクについてはもともと手段としてありまして台数が増えてはございますけれどもと自主対策設備というところもありまして、
1:11:12	こちらについては主な変更。
1:11:15	というところでは考えておりませんで
1:11:22	適正化で見直したというふうに考えてございました。以上です。
1:11:28	規制庁アキモトですわかりました。それとあと、173 ページです。
1:11:34	273 ページの 26 番なんですけど、
1:11:40	その 2 で
1:11:44	1.0 との記載の整合っていうことで、さらに、
1:11:50	班長の、
1:11:51	元に貸したイシタニ機能班を配置するっていうのは、
1:11:57	ちょっと、
1:11:58	これ見た瞬間に、
1:12:00	こういうことだっけなってちょっと疑問に思っちゃったんですけど班長って班の中の、
1:12:06	なんていうか、リーダーっていうか、なのかなと反響の下に昨日日本っていうのはあるっていう理解でいいんですけど。
1:12:30	北海道電力古谷でございます。緊対所の担当者の方、
1:12:38	適正化率の 173 ページの No.26 番なんですけれども、
1:12:44	とは、さらに班長の下に機能班を配置するという記載なんですけれども、
1:12:49	具体的に、ちょっと補足と、なぜ追加しているのかと補足と具体的なところを提示していただけないか。
1:13:03	発電所から北海道電力トダテでございます。ちょっと資料確認しますので少々お待ちください。
1:13:55	トダテでございますアノにつきましては、
1:14:02	もともとこれ、技術的能力の 1.0 にも同様な記載がございまして、それを技術的能力の 1.18 にも記載しているものでございますけれども
1:14:13	今回付け加えておる部分が技術的能力 1.0 の方ではあったんですがこちらの方で抜けていたので、差異の整合ということで追加をしたものでございます経緯としてはそういうことでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:28	班長の下に機能班ということでございますけれども班長組織の長として、
1:14:38	長人しておりますけれどもその下にいる、
1:14:41	繁栄含めまして機能班ということでここで表現をしているものでございます。
1:14:48	ご回答になっておりますでしょうか。
1:14:56	当北海道電力古谷でございます班長のな、機能班の中の長として、責任者として班長を配置しておりますのでちょっと文章、
1:15:08	も、適切ではないと思いますので、ここの記載については見直したいというふうに考えます。以上です。
1:15:19	規制庁アキモトでそうすると何かあれですかね 1.0 多分当該箇所って、きっと大飯か女川か島根か。
1:15:30	青野名和と一緒に。
1:15:45	ますか。
1:15:46	今の資料の具体的な場所ですけれども、あと資料 20-4 番、
1:15:56	1. 18 の比較表の、添付資料 29 ページ。
1:16:33	規制庁アキモトです該当ページは理解しましたので女川と同じにしましたっていう理解ですね。
1:16:42	はい。だったらあれじゃないですかねこれって、いいですけど、適正化内容で技術的能力 1.0 との記載の整合っていうよりは、
1:16:51	オノに合わせましたっていう方が、
1:16:54	理解しやすかったっていうだけです。
1:16:58	はい、わかりました。
1:17:40	規制庁秋元です。そしたら資料 27 っていう、他の方、何かありますでしょうか。
1:17:51	北海道電力、本店でございます。よろしいでしょうか。
1:18:00	はい、衛藤東京からフルヤです。どうぞ。
1:18:05	北海道電力山崎です。先ほど資料 27。
1:18:10	中出オク、アクセスルート関係の
1:18:13	ご質問があったかと思っておりますけれどもその回答をさせていただきます。
1:18:18	年資料 27 の、
1:18:21	772 番、すみません通しで右下 51 ページになります。
1:18:32	ナンバー 172 番。
1:18:35	なんですけどもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:38	どうぞ。
1:18:40	はい。
1:18:41	ここに記載されてます数値の変更なんですけれども技能の 1.14 のタイムチャートの見直しっていうのを、2月3月ごろに行っていました、
1:18:52	変更内容をそれを図る観点で修正しております。172番以降ですね
1:19:03	181番の番号まで、これ技能 1.14 のタイムチャート変更に伴う資料修正を行っております。
1:19:12	主な内容については以上です。
1:19:20	すいません北電イシカワですけども、今、誤記訂正ってなってるけど、これ誤記って書いてあるのは、本来はもうもっと早く反映すべきだったところが反映漏れてたっていう気持ちが入って動きっていうふうな表現してんですかね。
1:19:34	北海道電力山崎ですその通りでございます。本来であれば2月3月時点で修正すべき内容だったのが漏れたという意味で、きちっと記載しております。
1:20:53	規制庁アキモトでそしたら資料 27 は、とりあえずは以上で、
1:21:01	中路です。もう1件ございました。ございます。はい、どうぞ。
1:21:08	ナンバー217番、通しページ57でございます。
1:21:15	いただいたご質問がラックと排気塔の名称と高さ変わってて、これは
1:21:24	大木なのか、今後変更するものなんでしょうかというご質問と思えますけれども、こちらはこれから設備、
1:21:34	変更するというものでございます。
1:21:37	理由なんですけども、このイイダハタイトウの横にですね3号の放水ピットがございまして、
1:21:45	向上の観点で、このFITがSクラス施設。
1:21:49	に位置付けがな、整理されまして、あと四条の方ですねリーダーと廃棄等ですね、波及影響の観点で
1:21:58	損壊したときに当たらないようにしたいということで、高さを見直す工事っていうのを今後しようというものでございます。その回答は以上でございます。
1:22:17	規制庁秋本です何となくわかりました。ダクト排気孔っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:26	どこにある、何の世代なんでしたっけちょっと前は通忘れてしまったんですけど、
1:22:32	北海道電力の赤津ですものとしてはですね発電所ですね地下に
1:22:41	ドドドーって言うんですかね地下にダクトみたいのがあって、その換気するための
1:22:49	提案っていうんですかねそういったものでございます。
1:22:52	以上です。
1:22:54	規制庁秋本です。何となくわかりましたそれで、これは1.00。
1:23:01	メートルってということですか。
1:23:04	短くするとかそういうことなんですか。
1:23:07	おっしゃる通りでございます。短くして、これがパントた時に、スズキ周辺にあるピットに当たらないように、
1:23:17	改造工事するというものでございます。
1:23:23	規制庁秋本ですわかりました。
1:23:27	そしたら資料27は、
1:23:31	以上でよろしいでしょうか。他の方。
1:23:37	規制庁の平本ですけども、ちょっときついんでしょうか。
1:23:41	どうぞ。
1:23:44	規制庁の平間です。
1:23:47	資料27の142ページの、
1:23:51	No.19をちょっと確認しておきたいんですけども、
1:24:04	よろしいでしょうか。
1:24:07	どうぞ。
1:24:10	衛藤。
1:24:12	適正化内容のところに、9がコントロールセンターTPG言語って書いてあって、
1:24:18	Cのところろうが何か、
1:24:21	間違ってるのか、さっき竹野アノた、今のように見えるんですけども、それでいいんでしょうか。
1:24:30	東映北海道電力古谷でございます。
1:24:33	これについては都心と旧が逆で動きになってございまして、
1:24:39	コントロールセンターB系系受電後というものを、コントロールセンター、B系受電後に修正しております。それから正しい状況でございます。
1:24:51	大変申し訳ございません。誤記でございます以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:24:58	規制庁の平本です。了解しました。私から以上です。
1:25:05	規制庁秋本です。それでは、ちょっと個別 I I になっちゃうんですけど、
1:25:13	ちょっと確認しておきたいなあと思ったのが、ちょっと 54 条の節、まず設備ですけど、
1:25:23	えーとですね比較表。
1:25:25	こう見てもらいたい。
1:25:29	とは思うんですけど、
1:25:45	規制庁脇本です。資料 13-5 ですかね。
1:26:25	キス 54-2 ページですね。
1:26:30	で、
1:26:31	ちょっと気、
1:26:33	を見てて、
1:26:36	藤大井のなんですけど、
1:26:39	なんていうのは三原って言うていいのか、あれなんすけどなお、ちゅ中段より下ぐらいのところでお冷却及び水位下降により、
1:26:51	純水完成状態で未臨界を維持できる設計とするっていう言葉が、
1:26:57	あって、
1:26:58	それっていうのは多分
1:27:01	備考というの中で
1:27:05	臨界防止は上二つの段落にそれぞれ記載をしましていうことを解説していただいていると理解はしたんですけど。
1:27:15	臨界防止は確かに若い手はあるんですけど、ここって、多分、
1:27:22	P と C P としての、
1:27:26	何ですかねその大事なところ。
1:27:28	オオイワ。
1:27:30	ポイントを押さえたのかなあって。
1:27:33	気がなお書きですけど、知ってまして、
1:27:37	あれですよ PWR ってばアノ防災を、S A P の中にも入れて一定通常は、ただここでは許可上なのか、純粋完成状態で臨界未臨界にできますよって、
1:27:51	言わなきゃ、やっぱちょっと、
1:27:53	足りないなと思って多分書いてあって、それって多分日合わせにすると、
1:28:00	それがベースが当たり前の純粋

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:05	だから、
1:28:06	見えなくなっちゃうんだとは理解はしたんですけど、いや、だとすると、やっぱりこれって、
1:28:13	P特有の、
1:28:15	ことって書かないとまずいんじゃないかなってまずいって言い方はよくないですね、書かないと説明にならないんじゃないかなと思ったんですけど、それってどう考えていらっしゃいます。
1:28:41	少し資料を確認する時間をください。北海道電力イチャタニです。
1:33:14	はい。北海道電力のイチャタニです。
1:33:17	資料確認しましたところ、
1:33:22	まとめ資料の本文、設置許可申請書になる部分に、純水という部分が今当社の書類では現れておりませんので、
1:33:34	当該の記載を追加することとしたいと思います。
1:33:40	はい。
1:33:52	規制庁秋本ですそれで、やっぱりちょっと注意しなきゃいけないのは、多分作業所、
1:33:59	BWRも含めた先行の審査実績にならって書くっていうふうにやっていたらっしゃると思う。理解してるんですけど。
1:34:08	その関係で、
1:34:10	B、ピー先行PWRで書いてたことが、
1:34:15	何か抜けるようなことがあると。
1:34:19	何ていうんでしょう。また、
1:34:21	やり直しなのかちょっとわかりませんが、
1:34:24	足りないねっていうことになりかねないので、
1:34:28	より、
1:34:29	変えんなんすかね、別の場所に書いてありますとかは理解はできるんですけど丸々なんか読み、読みづらいついていうか重水冠水上で今回、今回の場合だと純水冠水状態っていうのが、
1:34:43	読めないですねっていう話になるので、
1:34:47	ていうところを、もしあるかどうかちょっとわからないんですけど他の部分ちょっとたまたまこれ見てて、
1:34:53	たまたま
1:34:56	50条を、
1:34:57	見ててそう思っただけなので、
1:35:01	ちょっと他のところでもう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:03	同じようなことがないかどうかは、改めてちょっと、
1:35:07	そういう目線で、もう、
1:35:10	見ていただきたいと思うんですけど、どう、いかがですか。
1:35:22	はい。北海道電力田口です。おっしゃってる意図を理解いたしました。我々、
1:35:28	女川の構文に形を合わせていく中で、多いのかということを持ちりばめたようにしてしまっているところがあるかと思しますので、もう一度、
1:35:38	左右で並べてみたときに、バスと書いてた方がわかりやすいところがないかというのを確認して必要なところを反映いたします。
1:38:03	規制庁アキモトでそれとあと資料 11-5 の 52 条の比較表の、
1:38:11	%のところなんですけど、
1:38:16	電源のところですね。
1:38:48	規制庁アキモトです
1:38:50	何となくこれで理解できましたんでもう 1 回読んで理解できましたので、とりあえず大丈夫です。それとあと、
1:38:59	手順側で
1:39:03	添 4 なんなんですけど、
1:39:12	添 4 は、
1:43:26	規制庁アキモトですそれでは、
1:43:33	コメント回答と記載適正カー関係とあとは、ちょっと確認したかったことは、
1:43:42	柿木田野で聞いたので、
1:43:47	あとは
1:43:49	ちなみに補足説明資料というか、まとめ資料側で何か聞いておきたいこととか、規制庁側からありますでしょうか。全体。
1:44:01	全体っていい形はあれなんですけど、
1:44:06	大丈夫すか。じゃあ残っているのが、あと、じゃあ、スパは報があるので、それ終わってからも構わないので、じゃあ、資料 1 上のご説明お願いします。
1:44:19	はい。北海道電力古谷でございます資料 1、パワーポイントについてご説明させていただきます。
1:44:26	1 枚めくっていただきまして右肩 1 ページ目です。
1:44:32	指摘事項についてですけれども、説明資料、審査会合で次提示した説明資料について、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:42	以下の内容等が確認された、条文間資料館での整合を図られた資料を提示することというご指摘で、具体的にご指摘いただきまして49条、イトウ1.6では可搬型温度計測装置の名称。
1:44:59	となって48条1.5では可搬型温度計測装置括弧格納容器再循環ユニット入口温度、／出口温度となっていると。
1:45:09	ということと、46条のほうの補足説明資料の容量設定根拠で、変更前と変更後の記載になっているが57条の方では、そのような記載になっていない。
1:45:21	それから47条の方の補足説明資料の操作場所について、T P Pの記載がなく整合図られてないというご指摘でございました。
1:45:32	回答下にご書いております試験指摘事項を踏まえまして、技術的能力審査基準、それから設置許可基準規則への適合状況説明資料でせ、示しております。
1:45:45	設備名称、建屋名称、高さ方向の位置の表示、等の用語記載表現について条文化や資料間で整合を図るとともに、
1:45:56	補足説明資料の容量設定根拠等の記載内容についても条文間の整合を図るなど、
1:46:04	資料全体の見直しを実施し、ご提示させていただきます。
1:46:09	主な修正内容を、後程232ページ3ページで示します。
1:46:16	またこの条文間整合の作業にあわせまして、審査会合でアノを
1:46:25	令和5年の5月25日に審査会合でお示ししましたけれども、
1:46:30	重大事故等時の体制を強化する方針、可搬型大型送水ポンプ車の
1:46:37	手順で要員を増員しますというご説明しましたがそれも府、その関係の、
1:46:43	と同様な手順について、自主的に整備する手順も含めて、
1:46:48	技術的能力の資料の方へ反映して、資料全体の整合を図るなど資料の変更を行ってございます。それらを主な変更内容として4ページ5ページの方にお示ししてございます。
1:47:03	2ページをお願いいたします。
1:47:07	2ページの方には設備名称、あと建屋名称、あと、T P等のその要否記載表現の整合について記載してございます。
1:47:19	一つ目のポツですけれども各資料に共通するような用語記載表現についてはこれまでもですねリスト化して条文化の整合を図るよう努めてきておりましたけれども、
1:47:31	このリストを記載を追加して充実させまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:39	再度そのリストとし、各資料等を照合することによって整合を図るように修正してございます。
1:47:46	下に主な修正内容の自営事例を書きましたが、
1:47:51	左側が修正前と、右側が修正後で先ほどご説明した、非常用直流電源設備と所内常設蓄電。
1:48:01	式、直流電源設備、
1:48:03	と記載していたものを、
1:48:06	統一所内常設蓄電式直流電源設備に統一。それから、ご指摘いただいた可搬型温度計測装置から建屋名称については、
1:48:18	原子炉建屋、
1:48:20	は格納原子炉格納施設と、燃料取扱棟、それから周辺補機等で構成されますので、操作補償特定して記載する必要がある場合には、原子炉格納施設等の個別名称。
1:48:36	それ等、必要により書き分ける方針に統一いたしました。
1:48:41	その一番下については
1:48:44	操作場所を示す、高さ方法を表示するなどの場合にはテレビをつけるように統一してございます。3ページをお願いいたします。
1:48:54	3ページは、
1:48:58	設置許可基準規則の補足説明資料の方の容量設定根拠についてですけれども、
1:49:04	下の表は左側46条の修正前、こちら側の青枠で囲ってあるところが変更前と変更後というふうな記載になってます。
1:49:14	真ん中が年今回修正後ということで、
1:49:19	その変更前変更後というのを止めた内容で右側が57条の記載でございませぬ。
1:49:27	ポツのところに戻します。戻っていただきまして、容量設定根拠については泊3号炉の既工認で、
1:49:36	容量設定根拠に関する説明書がありまして、不その既工認からの変更箇所を明示する目的で変更前変更後と記載して、
1:49:47	おりました。一方54条の方は、先行審査実績を参考にした記載となっていて、
1:49:53	条文間で整合が図られていなかったことから、今回57条の先行審査実績を参考にした。
1:50:02	記載に統一を図ってございます。
1:50:06	4ページをお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:09	ここからは、主な変更内容ということで適数、
1:50:16	(1) 番としては、
1:50:17	岡井清を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水手順の要員と、
1:50:24	作業時間の見直しとして記載してございます。
1:50:28	前回の審査会合で、補助給水ピットへの補給それから燃料取替用水ピットへの補給、使用済み燃料ピットへの注水については、
1:50:40	有効性評価の制限時間に対応するに対するさらなる余裕時間の確保の目的で、災害対策要員を三名から6名に変更したということをご説明してございます。
1:50:53	同じように、災害対策要員が、可搬型大型送水ポンプ車、同じ設備を用いて実施する、原子炉容器水原子炉容器への注水手順についても、
1:51:06	要員数を統一。
1:51:09	することで、運用性等の向上が図れること、さらに要員増員によって、作業時間の短縮にも繋がりますのでこちらも3名から6名に変更してございます。
1:51:23	同様に、自主対策の設備でもあります。でありますけれども、蒸気発生系の注水から格納用系のスプレイの手順等も同様な変更を行ってございます。
1:51:38	あと下に左側が変更前のタイムチャート右側が変更後ということで、変更した部分に、青枠をつけまして、
1:51:48	その変更内容についてはその下に吹き出しで青枠で変更内容ということで番号を振って、
1:51:56	変更内容がわかるようにしてございます。①番は3名から6名に変更、②番のところについては250分から200、200分は短縮したという状況でございます。
1:52:10	5ページ目をお願いいたします。
1:52:13	5ページ目については技術的能力審査基準の1.8の資料の中で、
1:52:20	記載内容が資料館の整合が図られてない部分もありましたので主な変更内容として記載してございます。
1:52:28	5月25日の審査会合で、1.14の資料、それから、有効性評価の全交流動力電源喪失の
1:52:39	資料をご提示しております。その中では、代替非常用発電機からの給電準備のタイムチャートは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:47	先行BWR審査実績を踏まえて充実化を図っておりました。それが、
1:52:53	下の図の1になります。
1:52:57	青枠囲った部分ですね
1:53:02	吹き出しも右側に書いておりましたが、
1:53:05	5月25日の段階でこの電源関係と、有効性評価の方には先行審査実績の内容を踏まえた記載にしていたと。
1:53:18	上の所、文章の一方からですけども3行目一方1.8の方の資料。
1:53:25	ではその内容が見直し
1:53:29	未反映だったという状況でございます、
1:53:32	それがそのす、一番下の方のネット図になります。左側が変更前ということで、
1:53:39	審査、5月25日の審査会合の段階で青枠のところ、
1:53:45	なんですけれども、
1:53:48	代替非常用発電からの給電んとかの時間が15分のみでしたけれども、右側、
1:53:55	変更後ということで低圧母線まで受電する時間をお示して、
1:54:04	電源関係と、有効性評価との資料館の整合を図りましたという内容で記載してございます。
1:54:12	パワーポイントの説明については以上になります。
1:54:23	規制庁秋本です。それでは確認に入りますアノ、まずは私からの2ページ目のところで、
1:54:31	そっかさっき、
1:54:33	説明してもらって、
1:54:35	たので、
1:54:36	大丈夫じゃ大丈夫なんですけど、このパワーポ見てて、1行目の
1:54:44	非常用直流電源設備のところですけど、
1:54:50	修正後に統一する、やっぱこれちょっと、
1:54:54	わかりづらいん。
1:54:57	オクないですかさっきご説明いただいた趣旨が、
1:55:02	さっきっていうのは、ヒアリングの一番最初ぐらいで、
1:55:05	説明していただいた趣旨が、
1:55:08	いや、修正まいつが二つあったんですけどねって。
1:55:13	修正後はこれに統一するんです。ただし、非常用直流電源設備っていう言葉ももちろん残りますっていうのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:21	これだとちょっとわからなくないですか。
1:55:57	北海道電力古谷でございます。
1:55:59	先ほどの電源の中での確認も踏まえまして
1:56:06	非常用直流電源設備という名称をb e n o中で、の名称というところで残りますんで、
1:56:16	ちょっと修正前の中ではそのデービーのその非常用直流電源設備という名称と、S Aでのその後備蓄電池も含めた所内常設蓄電池し、
1:56:28	蓄電式直流電源設備という名称が混在していたという記載がちょっと足りなかったなというふうに考えております混在していたと。その上で、
1:56:38	修正後の方にはS Aとして、
1:56:42	所内常設蓄電式直流電源設備という言葉、
1:56:48	設備名称で統一するという記載をすべきだなと考えますので、こは、
1:56:56	記載を充実化したいと思います。以上です。
2:00:10	規制庁秋本です一番下の括弧記載例ってというのが、おそらくあれですよね。10.3以外もあるから、何かこれを括弧記載で、
2:00:22	0みたいな感じで書いていただいたのかなとは思いますが。
2:00:28	何かここも、
2:00:30	別に何か、
2:00:33	そうですね。
2:00:35	何だろう、T Pがついてなかったってだけの話を。
2:00:38	tつけるようにしますっていうことなんだと理解するので、
2:00:47	記載は、
2:00:49	工夫をしていただければいいのかなと思います。
2:00:54	北海道電力古谷でございます。了解いたしました一番下のところは、
2:01:00	原子炉建屋とかいろいろ建屋があって記載例として書きましたが逆、記載例は逆に下で、
2:01:11	T Pがついているものについてないものが混在していたというふうに文章を書いた上で、その記載例をその下に書くべきだったのかなというふうに思います右側、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:01:22	操作場所を示すものとかの場合にはテレビをつけるように統一すると書いた上で、その下に記載例という形がいいのかなというふうに今思いましたので、工夫させていただきます。以上です。
2:02:01	規制庁秋本ですあとは確認だけなんですけど4ページのところ、ワー、
2:02:07	あれ、要するにというか、
2:02:09	可搬ホースの人と、
2:02:13	敷設する人と、ポンプ車の移動の人を分け、
2:02:17	で、時間短縮をしましたっていう理解でいいですよ。
2:02:23	北海道電力でございます。ご認識の通りでございますして右側のタイムチャートですね、上がホース紙延長回収車でホース敷設でしたが、
2:02:34	江藤純穂大型送水ポンプ車の準備ということで2班に分けて時間短縮したという形でございます。以上です。
2:04:11	規制庁秋本ですあとは5ページは、
2:04:16	これは以前のヒアリングとかで、内容は理解はしているんですけどそのなんちゅうか低圧も入れるようにしたっていうのが、
2:04:28	是枝と、
2:04:30	あれですよなんか15分から45分になってるのが、
2:04:35	何か
2:04:37	何だかちょっとよくわかんない。
2:04:41	中身がよくわからない。
2:04:44	ことになっているので多分SBOの有効性に合わせましたよっていう趣旨がわかればいいじゃないんですが、
2:04:55	下の15分から45分に、
2:05:01	延びましたってところが、
2:05:04	いまいち説明がなされてないので、
2:05:07	疑問に思う方が結構いらっしゃるんじゃないかなとは、
2:05:11	思うちゃうので。
2:05:13	なんかそこもケアを、
2:05:16	できませんかね。
2:05:26	北海道電力古谷でございます衛藤。
2:05:29	図1の、もともとあの会合、5月25日の審査会合でお示した資料の吹き出し細く右側にあるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:42	そこにその先行審査実績を踏まえて充実を図ったというところがあるんですけども、ここに充実を図った内容を少しここに補足を入れて、
2:05:56	わかりやすいように、適正化したいと思います。以上です。
2:06:08	規制庁秋本です理解できました。そしたらその他、何かパワーポありますでしょうか。規制庁側から。
2:08:07	それじゃあ、パワーポ
2:08:10	以上でよろしいでしょうか。
2:08:13	で、それ、そうすると、北海道電力からの説明は以上でよろしいでしょうか。
2:08:28	衛藤北海道電力フレーズございます。こちらからの説明は以上になります。
2:08:38	そしたら規制庁秋元です。とりあえず引き続き、資料は確認して必要に応じて事実確認を行っていくということでしたと思います。
2:08:52	その他何か。
2:08:55	ありますでしょうか、規制庁側かがわから何かあります。
2:09:01	言っておきたいことを規制庁のヒラモト、どうぞお願いします。
2:09:05	いいですか。
2:09:07	どうぞ、衛藤規制庁の平間ですけども。
2:09:11	まとめ資料の方でもいいですかね。
2:09:15	もちろんですど、どうぞ。
2:09:19	藤。
2:09:21	塗布、2点ほどあるんですけども一つは、55条の技術能力の1.12なんですけども、
2:09:32	資料の14、4、
2:09:35	技術的能力の比較表の1.12の60ページをちょっと見てもらいたいんですけど、
2:09:46	14-4です。
2:09:51	お願いしたいといたしますお願いいたします。
2:09:56	60ページですねそれと、1.12の61ページ。
2:10:01	もう一つですね。
2:10:03	と同時に55条の比較表の方ですね。
2:10:07	資料14-5の、
2:10:11	比較表の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:13	55-16 ページ。
2:10:23	これを見て思ったんですけども、
2:10:31	よろしいですかね。
2:10:38	どうぞお願いします。
2:10:41	技術的能力の比較表の方の、
2:10:45	図ですけども、
2:10:49	1-12-60 ページの方に、
2:10:52	燃料取扱建屋への放水の図が、
2:10:58	泊はないんですよね。
2:11:00	オオイワあってですね。
2:11:02	一方、その 55 条の
2:11:05	比較表を見てもらうと、
2:11:10	燃料取扱棟への放水の、
2:11:13	図があるわけですけども、
2:11:16	技術的能力くうの方の、
2:11:19	まとめ資料には、この
2:11:22	年鳥居等への放水の図が全くもうなくなってるんですよね。
2:11:29	これはそれでいいのかどうかっていうのをちょっと、
2:11:33	確認した。
2:11:40	少々お待ちください。
2:12:27	あと北海道電力古谷でございます
2:12:30	すみません発電所側でちょっと補足で切ればお願いしたいんですけども 1.12 の 60 ページの
2:12:40	大容量送水海水送水ポンプ車の放水で、
2:12:46	C v の方に放水する。
2:12:49	系統図があります。手順は、
2:12:52	燃料取替え。
2:12:55	取り扱い等への放水の系統図も、手順もあると思いますし、
2:13:02	使用済み燃料ピットでのスプレイの系統図、
2:13:08	もうそちらは 1.11 にあると思いますけど、
2:13:12	55 条と、
2:13:14	張っている系統図がちょっと違うんですけどもこの辺り、
2:13:21	補足考え方、説明できますか。
2:13:26	北海道電力、横川でございます。技術的能力 1.12 ですけども、
2:13:33	図 1. 12.1 図、こちらについては、女川の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:39	図表に合わせまして、
2:13:43	建屋外での放水、建屋内のほう素 1.1 の手順にございませんので、こちらの図で示す形で、C v 及び、
2:13:52	燃料取扱棟への放水の済みとしてございます。
2:13:58	55 条につきましては、
2:14:02	伊方と同様の図表をS I M S形としまして、
2:14:06	使用済み燃料ピット使用済燃料貯蔵槽、
2:14:11	燃料取扱棟、こちらの図表も載せた形。
2:14:16	この状態で示す資料としてございます。以上です。
2:14:30	規制庁の平本です。そしたら、1 点。
2:14:35	1.12 の 60 ページの方の、
2:14:39	第 1-12-1 図っていうのは、これC Vへの放水と、それから燃料取扱棟への放水と両方を表現してるということなんでしょうか。
2:14:52	北海道電力横川でございます。
2:14:55	おっしゃる通りでございまして少しホースのかかっている先がC v 側の方に寄っておりますけども手前側へも補正するという形でこちらの図で示す。
2:15:08	形としてございます。以上です。
2:15:26	規制庁の平本です。意図はわかりました。
2:15:31	それからもう一つ別のところで確認なんですけれども、
2:15:38	資料の 16-4 ポンドは、
2:15:44	1.14。
2:15:46	1.1 の比較表なんですけど、
2:15:49	資料 16-4 の 2 分の 1 の方の 62 ページをお願いします。
2:16:10	1-14 の 62 ページですけども、
2:16:17	北海道電力 0 です。1-14 の比較表 62 ページですね開きました。
2:16:23	はい。
2:16:24	上からですね。
2:16:26	ミナミだよね。
2:16:32	14 行目にですね。
2:16:35	所内常設蓄電式直流電源設備、
2:16:39	について、
2:16:41	8.5 時間、
2:16:43	以内に負荷切り離しを行うと書いてあるんですけども、
2:16:49	これは設備の方の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:52	資料は、
2:16:53	8 時間後以降に、両負荷の切り離しを行うというふうにですね。
2:16:59	修正今回修正されている。
2:17:02	ようなんですけども、
2:17:04	1. 14 の方はここ以外も含めてあと何ヶ所かですね。
2:17:09	8. 5 時間以降に以内というふうに、その前の記載が残っているんですけども、ここはどういう、
2:17:19	北海道電力古谷でございます。ここは 8 時
2:17:25	間以降に切り離すということで記載を修正しようと考えておりました、まだ追いつい
2:17:34	申し訳ございません追いついてない状況でして、ナナガⅡの
2:17:42	次会合ですかね、この資料等では反映をして、
2:17:49	ご提示したいと思っております。
2:17:52	発電所側の何か補足ありますか。
2:18:09	勝は、泊発電所この北海道電力小松でございます。7 月、
2:18:17	の一括提出に合わせて
2:18:21	定款以降にということで修正する予定でございます。資料の反映が追いついてなくて申し訳ございません。以上です。
2:18:35	規制庁の平本です。了解しました。
2:18:38	あと最後もう 1 ヶ所なんですけども、
2:18:41	それと同じ資料の 98 ページ、1-14、98 ページ。
2:18:57	はい。98 ページ開きますお願いいたします。
2:19:02	ここで、
2:19:07	要員とそれから所要時間がもう書かれているんですけれども、
2:19:15	もうその表現なんですけどね。
2:19:17	約 105 分以内で可能とか、約 10、165 分であるというふうに
2:19:26	衛藤書かれてるんですけども、ここは、
2:19:29	他のところで和訳をつけずに何分以内で可能というふうに成立性を確認したことが書かれている。
2:19:39	ようで、ここだけちょっと表現が違うんですけども、
2:19:43	記載の統一について確認したいんですが、
2:19:49	北海道電力布田でございます。
2:19:51	こちらはまず何々まで約何分という記載。
2:20:00	約何分以内で可能であるという記載と、混在していることと訳がついてない。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:10	約月なく、何分以内で可能であるという記載と混在してるところがありますこちらも、申し訳ございませんこの
2:20:19	今回の資料では修正できてませんでしたが次回
2:20:24	0分以内で可能であるという記載に統一することで修正いたします。
2:20:31	もし、修正が間に合わず申し訳ございません。以上です。
2:20:38	規制庁の平本です。了解しました。私からは以上です。
2:20:45	規制庁の木本ですそれではじゃあこちらからは以上ですのでこれからもなければ、以上にしたいと思いますがよろしいでしょうか。はい。
2:20:55	じゃあ、今日のヒアリングは終了します。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。